

## かめおか応援クーポン事業 実施概要

### 1 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により売上に影響が及んでいる亀岡市内の事業者を支援するため、地域住民による消費を促し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2 事業概要

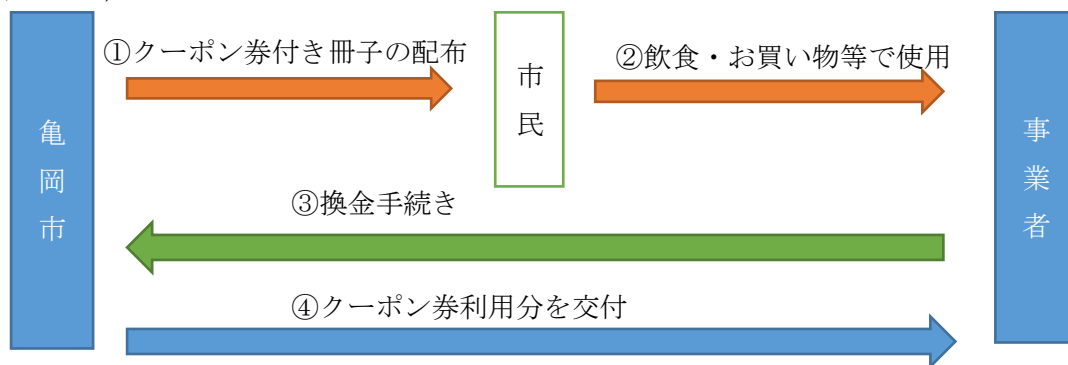
1世帯あたり10枚、対象店舗で利用可能な500円分のクーポン券付き冊子を自治会経由の全戸配布により配布し、市内消費を促進する。

なお、各クーポン券は会計時1,000円につき1枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。**(例：会計が3,500円であればクーポン券は3枚まで利用可能)**

利用対象店舗は、亀岡市内で飲食等のサービス業・小売業などを営む事業者とする。

(フランチャイズ・チェーン店を除く。ただし、亀岡市商店街連盟及び亀岡商業協同組合加盟店の正会員である場合については、この限りではない)

(実施イメージ)



### 3 クーポン券配布対象者

亀岡市内の全世帯

### 4 クーポン券の取り扱い

#### (1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

#### (2) 利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金

(裏面あり)

## 5 利用可能店舗

利用可能店舗は以下のすべてに該当する事業者とする。

- ① 亀岡市内で飲食等のサービス業・小売業などを営む事業者(フランチャイズ・チェーン店を除く。  
ただし、亀岡市商店街連盟及び亀岡商業協同組合加盟店の正会員である場合については、この限りではない) で、市に対し登録申込を行っていること
- ② 取扱店のサインを掲示していること

## 6 換金手続き

事業者から亀岡市(商工観光課)へクーポン券換金申請を行う。

(手続き方法)

- ① 記入・押印済みの請求書に、店舗受領印が押印されたクーポン券原本を添付し、商工観光課の窓口へ提出する
- ② 商工観光課から指定の口座へクーポン券と同額を振り込む。

(支払い方法)

支払日…毎週木曜日(木曜日が祝日の場合は前日水曜日)

締切日…支払日から起算して12営業日前

## 7 実施スケジュール(案)

- |          |  |
|----------|--|
| 3月12日(金) | 店舗登録の募集開始                                  |
| 3月22日(月) | 店舗登録の募集締め切り                                |
| 4月1日(木)  | 事業の実施についてキラリ亀岡おしらせに掲載<br>亀岡市ホームページ上でページを公開 |
| 4月15日(木) | 配布及び利用・換金申請開始                              |
| 6月30日(水) | クーポン利用可能期間終了                               |
| 7月30日(金) | クーポン換金請求期間終了                               |

## 8 その他

- ・利用可能店舗は、クーポン券付き冊子内に店舗名称や問い合わせ先等を掲載する。
- ・クーポン券の配布は4月15日の全戸配布に合わせて実施し、自治会未加入等何らかの事情により届かなかった場合は、各地域の自治会または商工観光課へ連絡するよう、各種SNSや亀岡市ホームページにて広報を行う。